

## 実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」について

企業会計基準委員会 専門研究員

小田敏也

### I. はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)から、平成 20 年 12 月 5 日に実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(以下「本実務対応報告」という。)が公表された。本稿では、本実務対応報告を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

### II. 経緯と概要

我が国では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会(IASB)が、平成 20 年 10 月 13 日に「金融資産の保有目的区分の変更」(以下「改正 IAS」という。)を公表した<sup>1</sup>ことに伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられてきた。この中には、我が国においても早急に対応すべきという意見が多いことから、本実務対応報告において、当面必要と考えられる取扱いが示されることとなった([図表]参照)。

なお、本実務対応報告は、平成 20 年 10 月 28 日公表の「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)及び平成 20 年 11 月 13 日公表の公開草案に寄せられたコメントについても検討し公表に至ったものである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 改正 IAS は、国際会計基準(IAS)第 39 号「金融商品：認識及び測定」と国際財務報告基準(IFRS)第 7 号「金融商品：開示」を改正するものであり、米国会計基準に定める金融資産の保有目的区分の変更の要件との相違に取り組むよう要請を受け公表されたものである。

改正 IAS では、非デリバティブ金融資産(当初認識時に、企業が当期純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの(いわゆる公正価値オプションを適用したもの)以外)が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ(たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻す目的で取得又は発生していたとしても)、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類(当期純利益を通じて公正価値で測定する分類)から振り替えることができることとされている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

また、売却可能に分類された貸付金及び債権を、一定の場合において、振り替えることができることとされている。

<sup>2</sup> 本実務対応報告の公表にあたっては、委員 2 名が反対しており、その中のある委員からは、次の意見が出されている。

「会計処理にあたっては、保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であり、したがって、基本的に保有目的が変更された場合には、当該変更を反映させるように会計処理すべきである。しかしながら、そのような会計処理の検討は、今回のように、最近の金融市場における混乱を背景にして改正 IAS が公表されたことに伴う緊急的な対応ではなく、中長期的に行うべきである。これは、経済環境の変化に応じて会計基準を変更しても実態が変わるわけではないこと、むしろこのような会計基準の見直し方は経営者のモラルハザードを招きかねないこと、さらに、経済環

[図表]

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的 有価証券	(改正前) 一定の場合、可 (改正後) 上記の一定の場合に加え、稀な場合(*1)に、保有目的区分を変更(*2)したときは、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更(*2)したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)
その他有価 証券	/	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替える(*3)

- (\*1) 想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合を指す。
- (\*2) 企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにすることを前提とする。
- (\*3) 保有目的区分の変更に関し、追加情報として、一定の注記を行う。

### III. 売買目的有価証券からその他有価証券への振替

#### 1 現行の取扱い

日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第80項では、有価証券の保有目的区分は、正当な理由がなく変更することはできないとしている。これは、金融商品実務指針では、「保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目

---

境の変化に応じて緊急避難的に会計基準を変更することは、会計基準設定主体への信頼性を著しく損なうおそれがあることによる。」

的区分の変更が認められる場合を限定している」（金融商品実務指針第 281 項）ことによる。

## 2 当面の取扱い

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 15 項において、売買目的有価証券は、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」であり、それは、「短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう」（金融商品実務指針第 65 項）とされている。

これらに照らせば、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合においては、売買目的有価証券の定義及び要件を満たしていないのではないかという指摘がある。

最近の国際的な会計基準の動向も考慮し、本実務対応報告では、当該指摘を認め、次のすべてを満たす場合には、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券からその他有価証券への振替ができることとなる<sup>3</sup>としている。

- ① そのような稀な場合<sup>4</sup>であること
- ② 企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにして該当する債券<sup>5</sup>の保有目的区分を変更すること

## 3 当面の取扱いに基づく会計処理

この保有目的区分を変更する意思決定を行ったときは、金融商品実務指針第 283 項に従って、その時点（振替時）の時価<sup>6</sup>をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後のその他有価証券は、それ以外のその他有価証券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されるこ

---

<sup>3</sup> このように、本実務対応報告は、外形的な状況の変化により、保有目的区分を変更しなければならないことを定めるものではなく、外形的な状況変化があり、かつ、保有目的区分を変更する意思決定を行った場合には、振替ができることとされたものである。

<sup>4</sup> 公開草案に対するコメントの中には、稀な場合の内容は明確ではなく、より具体化すべきではないかというものもあったが、既に公開草案では、稀な場合について、具体的に形容しているものであり、さらに、これに該当するか否かは、個々の実情に照らした合理的な判断を行うこととなると考えられるため、公開草案から修正されていない。

<sup>5</sup> 公開草案に対するコメントの中には、対象範囲を限定すべきではないというものもあったが、どのような債券が対象となるかは、個々の実情に照らした合理的な判断を行うこととなると考えられる。なお、対象は債券とされているため、株式などそれ以外の金融商品は、本実務対応報告の対象とならないことは明らかである。

<sup>6</sup> 「振替時の時価」は、金融商品実務指針第 85 項や第 86 項と同様であり、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を含めた現行の金融商品実務指針等に基づき算定することとなる。

ととなる。

#### 4 当面の取扱いに基づく注記事項

この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（（4）及び（5）については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）とされている。

- (1) 保有目的区分を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
- (2) 保有目的区分を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。）
- (3) 保有目的区分を変更した有価証券に関して計上された当期の時価評価損益の額
- (4) 保有目的区分を変更した有価証券の期末の貸借対照表計上額
- (5) 保有目的区分を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記(1)から(5)を注記する（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第19項(21)及び第25項(20)並びに企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項）。

### IV. 売買目的有価証券<sup>7</sup>から満期保有目的の債券への振替

#### 1 現行の取扱い

金融商品実務指針第82項では、「満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない」としている。このため、売買目的有価証券に分類した債券についても、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないこととなる。

#### 2 当面の取扱い

本実務対応報告では、III. 2と同様に、次のすべてを満たす場合には、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替ができることとするとしている。

- ① III. 2で示されたような稀な場合であること
- ② 企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにして

<sup>7</sup> 本実務対応報告では、金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するものも、売買目的有価証券に準じて取り扱う（金融商品実務指針第269項）としている。

いること

- ③ 満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで該当する債券の保有目的区分を変更すること

### 3 当面の取扱いに基づく会計処理

この保有目的区分を変更する意思決定を行ったときは、金融商品実務指針第 283 項に従って、その時点（振替時）の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、それ以外の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

### 4 当面の取扱いに基づく注記事項

この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、売買目的有価証券からその他有価証券への振替（III. 4 参照）と同様の注記を行うことが適当であるとされている<sup>8</sup>。

## V. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

### 1 現行の取扱い

IV. 1 で示したように、金融商品実務指針では、満期保有目的の債券への分類は、取得当初の意図に基づくものであるため、「売却可能性が否定できなかったため、その他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできない」（金融商品実務指針第 281 項）こととなる。

### 2 当面の取扱い

本実務対応報告では、最近の金融市場における混乱や国際的な会計基準の取扱いを考慮し、次のすべてを満たす場合には、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替ができることとしている。

- ① 想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合であること
- ② 満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで<sup>9</sup>保有目的区分を変更すること

<sup>8</sup> なお、「売買目的有価証券からその他有価証券への振替」と比べた場合、(4)には保有目的区分を変更した有価証券の貸借対照表計上額のほか、期末の時価も注記することになる。

<sup>9</sup> 金融商品実務指針第 83 項では、直近 2 事業年度内に、満期保有目的の債券をその他有価証券に振り替えた場合に、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないとされている。この取扱いによってその他有価証券に分類している債券は、満期保有目的の債券の適格性を満たしていないため、満期保有目的の債券への変更は認められないと考えられる。

論点整理や公開草案に寄せられたコメントやその後の審議では、国際的な会計基準の取扱いに照らして、取得当初はその他有価証券に分類した債券であっても、その後、満期まで保有するという積極的な意思決定を行ったり、その能力があると認められたりしたことなどにより、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができるとすべきという意見があった。一方で、審議の過程では、最近の金融市場における混乱を背景にして改正 IAS が公表されたことに関する緊急的な対応であれば、当該論点は今回の改正 IAS の対象ではないことから、中長期的に検討すべきという意見<sup>10</sup>があった。

本実務対応報告では、次のような理由から、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について認めることとしており、稀な場合以外の取扱いについては、今後、金融商品会計基準自体を見直していく中での検討課題となる<sup>11</sup>。

- ・この論点は、本実務対応報告が改正 IAS の公表に伴う対応であるものの、売買目的有価証券からの振替のように、保有目的区分の変更に関連するものであること（したがって、当該論点は今回の改正 IAS の対象ではないが、緊急的な対応の中で考えられるものであること）
- ・この論点は、満期保有目的の債券が、満期時まで保有する目的であることを債券の取得時及び取得時以降に確認し得ることが必要である（金融商品会計基準第 72 項）ことを原則としている中で、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替を認めることとしているため、その振替と同様の取扱いは、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替についても認められると考えられること（したがって、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができるかどうかは、今後、金融商品会計基準自体を見直していく中での検討課題となること）

### 3 当面の取扱いに基づく会計処理

この保有目的区分を変更する意思決定を行ったときは、金融商品実務指針第 283 項に従って、その時点（振替時）の時価をもって振り替えるが、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し<sup>12</sup>、満期までの期間にわたって

<sup>10</sup> これは、その他有価証券と満期保有目的の債券では、基本的に損益への影響は異なることや、その他有価証券は売買目的有価証券と異なり短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有するものではないことから、緊急的に保有目的区分の変更を行う指摘に対応する必要性は乏しいという意見などを背景としているものと思われる。

<sup>11</sup> ASBJ のプロジェクト計画表(平成 20 年 9 月 19 日更新)では、平成 21 年 1 月から 3 月の間に、現行の金融商品会計基準の見直しに関する論点整理を公表する予定としている。

<sup>12</sup> その他有価証券が外貨建の場合、時価評価に係る評価差額に含まれる換算差額も評価差額に関する処理方法に従う（「外貨建取引等会計処理基準」一 2(2)）ため、振替時の換算差額を含む評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上する。

ただし、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価

償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる<sup>13</sup> <sup>14</sup>。なお、純資産の部に計上されたその他有価証券に係る評価差額については、通常の場合と同じように、税効果会計を適用する。

また、振替後の満期保有目的の債券は、それ以外の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる<sup>15</sup>。

#### 4 当面の取扱いに基づく注記事項

この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（（3）及び（4）については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）とされている<sup>16</sup>。

- (1) 保有目的区分を変更した有価証券の概要(当該有価証券の内容や振替時の時価など)
- (2) 保有目的区分を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。）
- (3) 保有目的区分を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額
- (4) 保有目的区分を変更した有価証券に関して、期末の純資産の部に計上されているその他有価証券評価差額金の額

---

の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理している場合（「外貨建取引等会計処理基準注解」注10）には、振替時の評価差額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、それ以外の換算差額については為替差損益として処理する。

<sup>13</sup> 満期保有目的の債券の要件から、信用リスクの高くない債券（額面金額による償還が予定されている債券）が対象となるため、金融商品実務指針第274項に準じて、全額が金利調整差額とみなすことができるものと考えられる。また、満期保有目的の債券について減損処理を行うこととなった場合には、純資産の部に計上されているその他有価証券に係る評価差額の残高を当期の損益として処理することとなると考えられる。

<sup>14</sup> 満期保有目的の債券は、原則として金利変動リスクに関するヘッジ対象とすることはできない（金融商品実務指針第161項）ため、振り替えた債券に関するヘッジ会計の適用を中止する（金融商品実務指針第180項）こととなる。

<sup>15</sup> このため、保有目的区分を変更した後の満期保有目的の債券の一部を、売買目的有価証券やその他有価証券に振り替えたり売却したりした場合は、残りのすべての債券について、売買目的有価証券やその他有価証券に振り替え、さらにその後2事業年度は、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできず（金融商品実務指針第83項及び第282項）、また、時価が著しく下落した場合には、回復する見込みがあるときを除き、減損処理をしなければならない（金融商品会計基準第20項及び金融商品実務指針第91項）こととなる。

<sup>16</sup> なお、四半期財務諸表については、売買目的有価証券からその他有価証券への振替（III. 4参照）における取扱いと同様に取り扱うものとされている。

## VI. 適用時期等

### 1 原則的な適用

本実務対応報告は、当面の間、認められることとされた会計処理であることから、本実務対応報告公表日から平成22年3月31日までの適用ととしている。また、その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとしている。

### 2 遡及的な適用

本実務対応報告では、1の定めに加え、経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平成20年10月1日前に行われているときは、平成20年10月1日に行ったものとみなす<sup>17</sup>。）から、本実務対応報告を適用することができるとしている。この場合における保有目的区分の変更の会計処理は、平成20年12月31日までに行う必要がある。

論点整理や公開草案に寄せられたコメントやその後の審議では、債券の保有目的区分の変更が遡って適用された場合、変更できる状況を限定し、かつ変更した場合の注記を求めたとしても、その変更の恣意性が懸念されるため、通常の場合と同じように、遡って適用すべきではないという意見もあった<sup>18</sup>が、本実務対応報告では、経営管理上、事実の変化に即して既に保有目的区分を実質的に変更する意思決定を行っている場合には、その時点から適用することが実態を反映するという意見も考慮したものとしている。

---

<sup>17</sup> したがって、仮に当該意思決定が平成20年9月25日に行われていた場合には、会計上、平成20年10月1日に当該意思決定を行ったものとみなして、本実務対応報告に基づく処理を平成20年12月31日までに行う必要があるとされている。なお、仮に当該意思決定が平成20年10月6日に行われていた場合には、当該意思決定時点における本実務対応報告に基づく処理を平成20年12月31日までに行い、仮に当該意思決定が平成21年1月20日に行われた場合には、通常どおり、本実務対応報告に基づく処理を行うこととなる。

<sup>18</sup> 本実務対応報告の公表にあたっては、委員2名が反対しており、その中のある委員からは、次の意見が出されている。

「安易に満期保有目的の債券に分類することによって時価評価から逃れることを抑止するため、満期保有目的の要件は債券の取得時点に備えていることが必要であり、他の保有目的で取得した債券について、例えば、時価が下落して評価損が発生したことを理由に、満期保有目的の債券へ振り替えることは認められない（金融商品実務指針第273項）。本実務対応報告は、想定し得なかった市場環境の著しい変化による流動性の低下等を踏まえて保有目的区分の変更を容認するものであるから、その意思決定の時点において会計処理を行うべきものである。このような経営管理上の意思決定には、市場価格又は信用リスクや流動性リスク等を考慮した合理的に算定された価額の算定（金融商品実務指針第54項、第103項及び第259項）とその内容の検討、満期保有目的の債券の定義（金融商品実務指針第68項及び第272項）及び要件（金融商品実務指針第69項及び第273項）を満たすかどうかの検討といったことが最低限必要であるが、本実務対応報告の公表前にそのようなことが行われていることはほとんど想定されない。本実務対応報告を公表日より前に行われた意思決定にも適用すると定めることは、事実関係と必ずしも合致しない適用日を選択できるとの誤解を生じさせ、経営者のモラルハザードを助長する懸念がある。」



### 3 会計基準の変更に伴う会計方針の変更

本実務対応報告に従って行われた債券の保有目的区分の変更は、適用初年度における会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することに加え、本実務対応報告で示した注記を行うことに留意する必要があるとされている。

以 上